

269

①
D263

様式44

令和 4 年 7 月 28 日

三重県知事 一見勝之 様

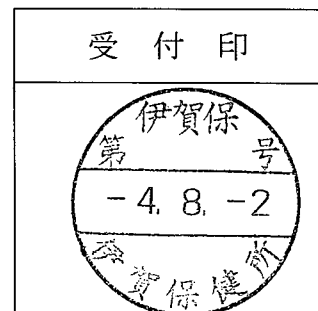
医療法人住所	三重県名張市桔梗が丘一番町三街区39番地
医療法人の名称	医療法人 喜多医院
理事長	喜多 公雄
電話	(0595) 65-2088

決 算 届

令和3年5月1日から令和4年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 喜多医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県名張市桔梗が丘一番町三街区39番地
- (3) 設立認可年月日 平成8年11月7日
- (4) 設立登記年月日 平成8年12月9日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 喜多医院	三重県名張市桔梗が丘一番町三街区39番地	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年6月20日 社員総会 令和2年度決算の承認

令和4年4月18日 社員総会 令和4年度の予算の承認

様式 2

法人名 医療法人 喜多医院

※医療法人整理番号 0263

所在地 三重県名張市桔梗が丘一番町三街区39番地

財 産 目 録

(令和4年4月30日現在)

1. 資 産 額	71,158 千円
2. 負 債 額	63,640 千円
3. 純 資 産 額	7,517 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	20,504
B 固 定 資 産	50,607
C 繰 延 資 産	45
D 資 産 合 計 (A+B+C)	71,158
E 負 債 合 計	63,640
F 純 資 産 (D-E)	7,517

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 喜多医院

※医療法人整理番号 **D263**

所在地 三重県名張市桔梗が丘一番町三街区 3 9 番地

貸 借 対 照 表
(令和4年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	20,504	I 流動負債	4,914
II 固定資産	50,607	II 固定負債	58,725
1 有形固定資産	14,143	負債合計	63,640
2 無形固定資産	9,144	純資産の部	
3 その他の資産	27,319	科 目	金 額
III 繰延資産	45	I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	△ 2,482
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	7,517
資産合計	71,158	負債・純資産合計	71,158

様式 4 - 2

法人名 医療法人 喜多医院
 所在地 三重県名張市桔梗が丘一番町三街区 3 9 番地

※医療法人整理番号 0263

損 益 計 算 書
 (自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	109,138
2 事業費用	113,536
事業損失	△ 4,398
II 事業外収益	10
III 事業外費用	7
経常損失	△ 4,395
IV 特別利益	422
V 特別損失	
税引前当期純損失	△ 3,973
法人税等	73
当期純損失	△ 4,047

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 喜多医院
理事長 喜多 公雄 殿

私は、医療法人喜多医院の令和3年会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月25日

医療法人 喜多医院

監事 喜多 崇

